

令和6年度 旭川成年後見支援センター市民後見人養成研修実施要綱

1 趣旨

上川中部1市8町の地域で暮らす方々が、成年後見制度を安心して利用できるように、身近な市民という立場から制度を必要とする高齢者や精神障がい・知的障がいのある方等を支えるしくみである「市民後見人」を養成するための市民後見人養成研修を開催する。

2 主催

旭川成年後見支援センター

(旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町)

3 受講要件（次の全てを満たしている方）

- (1) 年齢が25歳以上74歳未満（令和7年3月31日現在）であること
- (2) 上川中部1市8町内に居住していること
- (3) 親族等の任意後見契約受任者や任意後見人、成年後見人等になっていないこと、また弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会などの専門職団体に後見人候補者として登録していないこと
- (4) 成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意があること
- (5) 説明会及び全ての研修カリキュラムに参加できること
- (6) 研修修了後、市民後見人として活動できること
- (7) 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ①家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人
 - ②破産者
 - ③行方の知れない者

4 定員

25人 ※応募が定員を超えた場合は選考を行う

5 日程及び会場 ※別紙日程表参照

- (1) 説明会 令和6年7月17日（水）午後6時00分～午後8時00分
会場 旭川市ときわ市民ホール4階 多目的ホール
研修受講にあたっては説明会の参加が必須
説明会参加のためには事前申込が必要
- (2) 研修会 ①講義：全5日間
令和6年8月24日、31日、9月7日、10月5日、12日
(いずれも土曜日)
各日、概ね午前9時から午後5時まで
②自治体講義と実習：旭川市 9月18日（水）午前9時半から午後5時まで
8町については各自自治体で日時設定
③会場：旭川市ときわ市民ホール（旭川市5条通4丁目）
旭川勤労者福祉会館（旭川市6条通4丁目）

6 受講料

無料 ※研修会場の駐車場は無料で利用できるが、駐車台数に限りがある。
周辺の駐車場を利用する場合は有料となり受講者負担となる。

7 受講申込方法

以下の配布様式に必要な事項を記入の上、8月9日(金)までに持参または郵送にて申込みを行う。

(1) 提出書類

①受講申込書(別紙様式)

②受講動機についてのレポート

テーマ「なぜ市民後見人養成講座を受講しようと思いましたか。また、市民後見人としてどのような活動をしたいですか。」

(800～1,000字/様式不問)

(2) 提出先

〒070-0035

旭川市5条通4丁目旭川市ときわ市民ホール1階

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会

旭川成年後見支援センター 宛

※郵送の場合、送料は申込者負担

8 受講決定

要件を満たしている応募者が定員を超えた場合、各地域の受講者数に大きな偏りが生じないよう考慮して主催者が選考を行う。

受講申込者には、8月中旬に受講決定(または否)について、文書で通知する。

9 実習について

9月中旬から10月上旬の間で、各自治体による講義及び体験学習(施設実習または施設講話)を行う。

内容や具体的な日程などについては、受講者に後日説明する。

10 研修修了について

本研修は、講義から実習まで、全日程の受講を前提(特別な事情を除き、遅刻・早退不可)とし、受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢(たとえば、研修への主体的な関わり)などを総合的に評価し、本研修の修了を認定する。研修修了者には各自治体から修了証を交付する。

11 問合せ等

旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

旭川成年後見支援センター 電話 0166-23-1003 FAX 0166-23-1118